改正後	改正前
（添付書類） **第五条**　海上労働検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） イ～ハ　（略） ニ　当該船舶が法第百条の三第一項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法（以下「海上労働遵守措置」という。）を記載した書類 二　（略） 2・3　（略） （検査の基準） **第十条**　法第百条の三第一項第三十四号及び法第百条の六第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、海上労働遵守措置が当該船舶における船員の適正な労働条件等を継続的に確保する見地からみて適切に定められていることとする。 2　（略） 第八号様式（第十六条関係） 2006年の海上の労働に関する条約 Maritime Labour Convention, 2006 海上労働遵守措置認定書　第Ⅰ部 Declaration of Maritime Labour Compliance Part Ⅰ （略） (a)　2006年の海上の労働に関する条約の関連規定は、次の1から16までに掲げる国内的な要件によって完全に具体化されている。 （略） (b)　(a)に規定する国内的な要件は、次の1から16までに引用する国内法規に規定されている。必要に応じ、当該国内法規の内容に関する説明を記載している。 （略） (c)～(e)　（略） 1～14　（略） 15. 送還のための金銭上の保証（第2.5規則） Financial security for repatriation (Regulation 2.5) 16. 船舶所有者の責任に関する金銭上の保証（第4.2規則） Financial security relating to shipowners' liability (Regulation 4.2) （略） 実質的に同等な規定 Substantial equivalencies （注　該当しない記述を抹消すること。） （Note : Strike out the statement which is not applicable） 1から16までの項目に記載したものを除くほか、2006年の海上の労働に関する条約第6条3及び4に規定する実質的に同等な規定を次に記載する。（適当な場合には説明を挿入すること。） （略）	（添付書類） **第五条**　海上労働検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） イ～ハ　（略） ニ　当該船舶が法第百条の三第一項第一号から第三十一号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法（以下「海上労働遵守措置」という。）を記載した書類 二　（略） 2・3　（略） （検査の基準） **第十条**　法第百条の三第一項第三十二号及び法第百条の六第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、海上労働遵守措置が当該船舶における船員の適正な労働条件等を継続的に確保する見地からみて適切に定められていることとする。 2　（略） 第八号様式（第十六条関係） 2006年の海上の労働に関する条約 Maritime Labour Convention, 2006 海上労働遵守措置認定書　第Ⅰ部 Declaration of Maritime Labour Compliance Part Ⅰ （略） (a)　2006年の海上の労働に関する条約の関連規定は、次の1から14までに掲げる国内的な要件によって完全に具体化されている。 （略） (b)　(a)に規定する国内的な要件は、次の1から14までに引用する国内法規に規定されている。必要に応じ、当該国内法規の内容に関する説明を記載している。 （略） (c)～(e)　（略） 1～14　（略） （新設） （新設） （略） 実質的に同等な規定 Substantial equivalencies （注　該当しない記述を抹消すること。） （Note : Strike out the statement which is not applicable） 1から14までの項目に記載したものを除くほか、2006年の海上の労働に関する条約第6条3及び4に規定する実質的に同等な規定を次に記載する。（適当な場合には説明を挿入すること。） （略）